

○財務省告示第百五十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十四年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年四月二十七日

財務大臣 安住 淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十四年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	六・五トン
二	一二・〇トン
三	二九・八トン
四	三〇、六八四トン
五	一、五一四トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	
四一トシ	八六八トシ	一八、二二トシ	一二八、一六〇トシ	一二、四七五トシ	三九四トシ	七三九、九〇二トシ	一、三六六、七五一トシ	六、三五一、二六八トシ	七九、九二八トシ	一六、二五四トシ	七、五三五トシ	四九、六〇七トシ	二九・六トシ	三九・五トシ	一五トシ	

二九	五一〇トン
二八	六トン
二七	一五、二〇二トン
二六	六、七三ートン
二五	〇トン
二四	三〇トン
二三	六、五四八トン
二二	五四三トン
二一	三一、二九六トン